

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 二六六
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二六六
  - 地籍調査の成果について認証した件七件 二六七
  - 道路の区域を変更する件二件 二六八
  - 都市計画事業を認可した件 二六八
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二六八
  - 一般競争入札を行う件 二六九
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二七〇
  - 都市計画事業の認可の告示があった件 二七二
  - 福島県教育委員会教育長 二七二
  - 一般競争入札を行う件 二七三

## 告 示

- 福島県告示第四百二十八号**
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年六月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
- 平成二十五年六月十四日
- 福島県知事 佐藤雄平
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 二 カワチ薬品湯本店 福島県いわき市常磐西郷町字金山四十一番地ほか  
変更しようとする事項  
駐車場の収容台数  
（変更前）二百四十九台  
（変更後）百十一台  
変更しようとする年月日  
平成二十六年二月四日  
届出年月日  
平成二十五年六月三日  
届出をした者  
株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

- 福島県告示第四百二十九号**
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年六月十四日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
- 平成二十五年六月十四日
- 福島県知事 佐藤雄平
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
  - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

- 福島県告示第四百三十号**
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年六月十四日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
- 平成二十五年六月十四日
- 福島県知事 佐藤雄平
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル新笹谷店 福島県福島市笹谷字南田三番地一ほか
  - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第四百三十一号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
会津若松市
- 二 成果の名称  
会津若松市湊町大字共和の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第四百三十二号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
会津若松市
- 二 成果の名称  
会津若松市追手町の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第四百三十三号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
郡山市
- 二 成果の名称  
郡山市湖南町福良の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第四百三十四号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十五年六月十四日

- 一 調査を行った者の名称  
郡山市
- 二 成果の名称  
郡山市熱海町上伊豆島の一部に係る地籍図及び地籍簿

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

**福島県告示第四百三十五号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
伊達市
- 二 成果の名称  
伊達市梁川町の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第四百三十六号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
伊達市
- 二 成果の名称  
伊達市霊山町石田の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第四百三十七号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、天栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
天栄村
- 二 成果の名称  
天栄村大字牧之内の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道橋本 会津高田 線	会津若松市神指町天満 二番地先から 同 市神指町大字 中四合字小見前二番 一地先まで	変更前	八・七〇 一一・〇〇	三二八・九
		変更後	九・〇〇 四七・〇	三二八・九

(道路計画課)

福島県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十五年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	南会津郡南会津町山口 字堀田七六〇番三地从 先まで	変更前	五・五〇 八・一〇	五七三・七
	同 郡同 町山口 字塔場下二三〇八番地 先まで	変更後	八・四〇 三七・四〇	五七三・七

福島県告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路事業 三・三・百五号 太平寺岡部線
- 三 事業施行期間 平成二十五年六月十四日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 福島市御山町、森合町並びに狐塚地内  
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月三日
- 二 名称 特定非営利活動法人たばこを語るふくしまの会
- 三 代表者の氏名 佐藤 靖雄
- 四 主たる事務所の所在地 福島県郡山市虎丸町六番八号「福島県たばこ販売協同組合連合会」内
- 五 定款に記載された目的 この法人は、たばこの歴史・文化を継承し、たばこに対する認識を広げ、喫煙者と非喫煙者の「共存」と「共生」が図られるよう、文化的で明るい社会形成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

(道路計画課)

## 公告第174号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける施設災害復旧（23年災）2501工事藤沼湖地区の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月14日

福島県知事 佐藤 雄平

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする建設工事の件名及び数量 施設災害復旧（23年災）2501工事藤沼湖地区一式

(2) 工事場所 福島県須賀川市滝地内

(3) 工事概要 ダム復旧工（本堤・副堤）一式

## ア 本堤

形式 中心遮水型フィルダム

堤高 31.4m

堤頂長 149.2m

堤体積 232,000m<sup>3</sup>

## イ 副堤

形式 中心遮水型フィルダム

堤高 15.4m

堤頂長 86.8m

堤体積 45,000m<sup>3</sup>

(4) 完成期限 平成29年3月22日

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

## (1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(8) この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(9) 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事の項に規定する土木工事業をいう。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者でないこと。

(11) この公告の時点において有効な、かつ最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が800点以上の者であること。

(12) 入札の時点において過去15年以内に、堤高15m以上のフィルダム工事を元請けとして完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

(13) 次に掲げる者を主任技術者又は監理技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

a ダム工事総括管理技術者及び一級土木施工管理技士又は技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。））の資格を有すること。

b 監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者で、

- 入札の時点において過去15年以内に堤高15m以上のフィルダム工事を施工した経験を有すること。
- (ク) この公告の時点において有効な、かつ最新の経営事項審査の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が1,200点以上の者であること。
- イ 構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 自主結成であること。
- エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- オ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
- カ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。
- キ 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- (2) 共同企業体ではない単独の者の資格要件
- ア (1)のアの(7)から(イ)まで及び(ハ)から(ク)まで並びにキに掲げる条件を全て満足している者であること。
- イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者については2の(1)のアの(ウ)及び(エ)から(ク)まで並びにイからオまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者については2の(1)のアの(ウ)及び(ハ)から(ク)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月3日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号963-8540 福島県郡山市麓山一丁目1番1号  
福島県県中地方振興局出納室  
電話024-935-1472
- 4 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び期間並びに問い合わせ先
- (1) 場所 3に掲げる場所に同じ。
- なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所に請求のこと。
- (2) 期間 平成25年6月14日(金)から平成25年8月6日(火)まで
- 5 技術提案書の提出期限及び提出場所
- 入札に参加を希望する者は、総合評価に関する技術提案書を平成25年7月5日(金)午後5時までに3に掲げる場所に提出すること。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札書の提出期限及び提出場所
- 入札者は、入札書の中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒を同封し、書留郵便により配達日を指定して提出すること。
- (1) 配達指定期日 平成25年8月6日(火)
- (2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。
- 8 開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成25年8月7日(水)午前9時30分
- (2) 場所 福島県郡山合同庁舎第1会議室(福島県郡山市麓山一丁目1番1号)
- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 10 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 11 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

#### 12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。  
評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000
  - ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。
  - イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。
  - ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、100点とする。
  - エ 加算点は、入札説明書で示す技術提案書を審査して算出された点とする。
- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。
- (3) 落札者は、福島県議会の議決を得た上で落札候補者の中から決定される。

#### 13 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、この契約は、福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

- (1) Nature of the Contract: The construction work of the Fujinuma Dam
- (2) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,6 August 2013
- (3) Contact point for the notice: The Treasury Office, Ken-chu Development Bureau 1-1-1 Hayama, Koriyama-city, Fukushima 963-8540 Japan TEL024-935-1472  
(県中地方振興局出納室)



- る者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (5) 他の都道府県に対して同等の機能を有する教育庁向け人事管理システムの構築及び保守運用の実績があること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月16日(火)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁義務教育課  
電話024-521-7796
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年7月16日(火)午後5時15分まで必着とする。
- 4 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 平成25年6月14日(金)から同年7月10日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、240円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで、平成25年7月8日(月)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成25年7月26日(金)午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年7月25日(木)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required : Replacement of computers as well as maintenance and operation of the personnel management system for the Education Bureau 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00a.m.,26 July 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15p.m.,25 July 2013
- (4) Contact point for the notice : Compulsory Education Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16, Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-7796

(義務教育課)